

市幸田町衛生組合条例第四号) 第二条において準用する蒲郡市行政手続条例」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成二十八年六月二十七日)
規則第 四 号

(趣旨)

第一条 この規則は、蒲郡市幸田町衛生組合行政不服審査条例(平成二十八年蒲郡市幸田町衛生組合条例第五号)の規定に基づき、蒲郡市幸田町衛生組合行政不服審査会(以下「審査会」という。)の運営その他必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第二条 審査会の運営その他必要な事項は、蒲郡市行政不服審査条例施行規則(平成二十八年蒲郡市規則第四十号。以下「蒲郡市規則」という。)の規定を準用する。

(読替規定)

第三条 蒲郡市規則中「総務部行政課」とあるのは「庶務係」と、「市長」とあるのは「管理者」と、「蒲郡市行政手続条例」とあるのは「蒲郡市幸田町衛生組合行政手続条例」(平成二十八年蒲郡